

産業建設常任委員会
所管事務調査資料
(令和8年4月21日)

(事務調査)

② 空き家等対策計画について

建設課 都市施設グループ

厚真町空家等対策計画（改定）について

1. 空家等対策計画の期間と改定方法

計画期間	令和8年～令和12年度
改定方法	<ol style="list-style-type: none"> 以下の調査による情報収集 <ul style="list-style-type: none"> 空家等所有者の特定調査及び意向調査 空家等実態調査 空家等対策協議会【委員12名】による協議【全2回開催】 パブリックコメントによる意見聴取 <p>R8.2.9～R8.2.27（期間中の意見提出なし）</p>

2. 空家等対策計画の位置づけ（空家等対策計画 7頁抜粋）

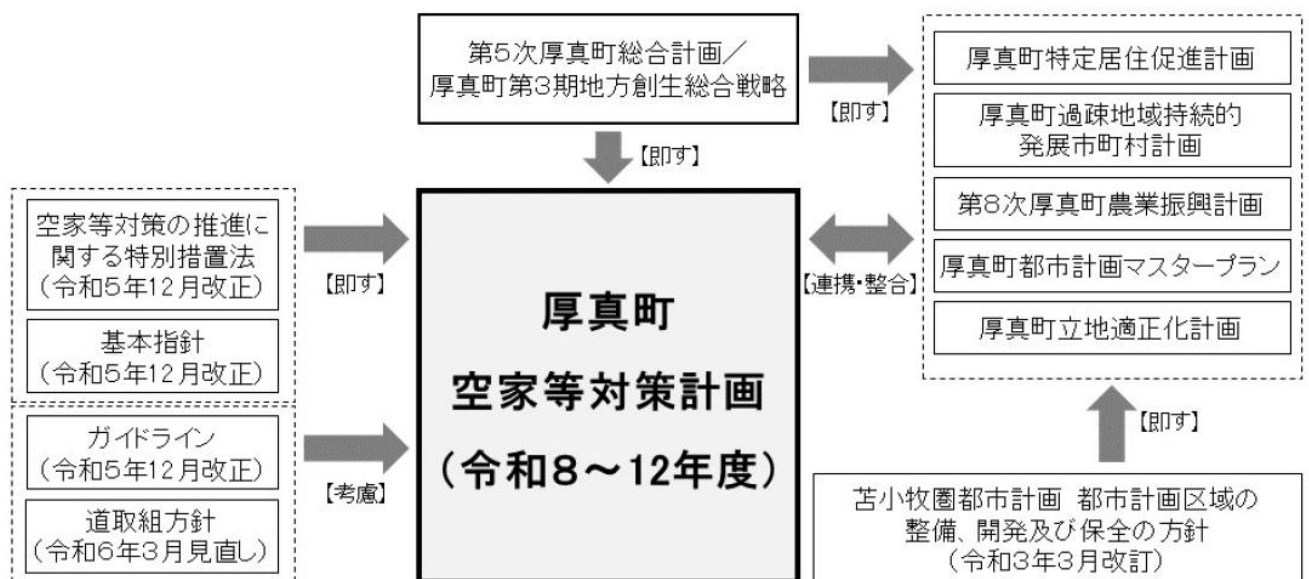


図1-1 厚真町空家等対策計画の位置づけ

3. 空き家の現状（課題認識）

(1) 高齢化率（空家等対策計画 8頁より抜粋）

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
15歳未満	1,065	936	806	660	554	532	567
15～64歳	4,056	3,549	3,214	3,038	2,751	2,592	2,236
65歳以上	1,062	1,249	1,418	1,541	1,585	1,714	1,613
高齢化率	17.2	21.8	26.1	29.4	32.4	35.4	36.5

注)本表には「年齢不詳」の人数を含まない
(各年国勢調査結果(総務省統計局))

(2) 「空き家予備軍」について（空家等対策計画 9頁より抜粋）

	厚真町	安平町	むかわ町	苫小牧市	北海道	全国
高齢夫婦世帯割合	24.9(25.4)	24.4(24.1)	25.4(23.2)	21.4(19.5)	21.5(20.8)	17.1(16.7)
高齢単身世帯割合	14.8(15.2)	19.4(18.4)	20.2(17.6)	14.2(12.1)	16.0(14.0)	13.1(11.5)
合計 ※空き家予備軍 世帯割合	39.7(40.5)	43.8(42.5)	45.7(40.8)	35.6(31.6)	37.5(34.8)	30.2(28.2)

注)カッコ内は平成27年国勢調査結果
(令和2年国勢調査結果(総務省統計局))

(3) 動態別の空き家数（空家等対策計画 17頁より抜粋）

状態の区分	新規 空き家数	継続 空き家数	空き家数
活用検討可能な空き家	33	9	42
活用に適さない空き家	18	79	97
管理不全空家等に相当する空き家	2	18	20
特定空家等に相当する空き家	0	0	0
合計	53	106	159

(厚真町調べ)

高齢化率の上昇に加え、当町は約4割（39.7%）が空き家予備軍であり将来的な空き家発生リスクが高い状況に加え、昨年度と空き家件数を比較すると53件が増加している。

4. 町としての目標

現状を勘案し、以下の目標を掲げる（空家等対策計画 30 頁抜粋）

指標	単位	現況値	目標値 (令和 12 年度末)	備考
空き家数	件	159 (R7)	159	
空き家バンク登録件数 (累計)	件	60 (R6)	85	
空き家バンク成約件数 (累計)	件	47 (R6)	67	本計画独自指標
中間管理住宅整備数	件	1 (R7)	6	本計画独自指標
特定空家等の数	棟	14 (R7)	0	本計画独自指標

5. 空家等活用促進区域の新設

(1) 設定した目的

今後増加が見込まれる空き家について、資産としての流動性を高め、効率的かつ効果的に活用を図るため、優先的に事業を実施する区域を設定した。

(2) 設定区域（空家等対策計画 33 頁抜粋）

工業専用地域、土砂災害特別警戒区域および特定盛土等規制区域を除いた以下の区域を設定

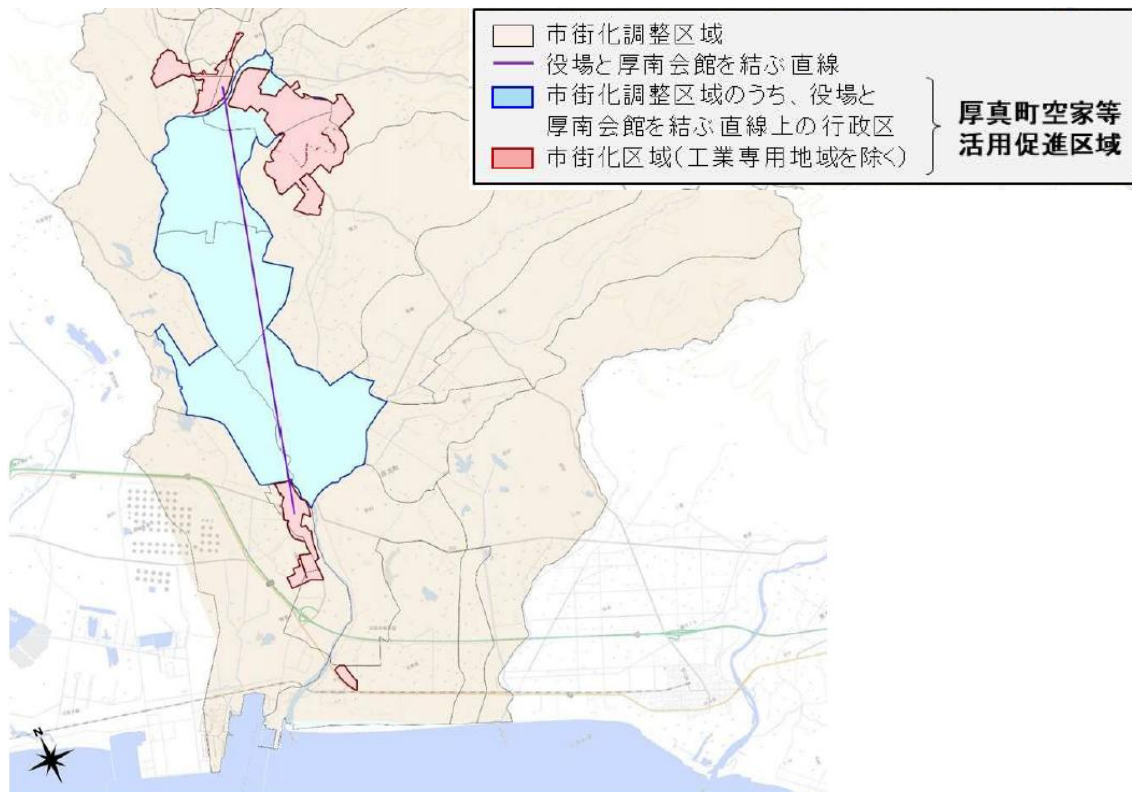


図4-1 厚真町空家等活用促進区域

(3) 区域設定の考え方

市街化区域のほか、移住・定住施策等と連携が必要な市街化調整区域などを対象とし、災害リスクや人口動態を総合的に勘案して設定する。

6. 重点取組方針（4つの柱）

(1) 実態把握と所有者特定

法改正に基づく空家等支援法人等を活用した所有者特定事務の強化

(2) 情報提供と相談対応

ワンストップ相談窓口の周知、所有者への適切な維持管理の啓発

(3) 活用促進と支援

① 「空き家バンク」の活用推進と補助制度の継続・拡充の検討

② 中間管理住宅等の整備による移住定住や二地域居住の推進

③ 空家等活用促進区域内の空き家情報の提供やマッチングなどの取組みを計画し、優先的に活用支援を実施

(4) 老朽空き家への対応

特定空家等に対する除却支援や、法的措置を含めた住環境の維持